

(修正前)

(別表 5)

本工事は、価格と価格以外の定量化された評価項目を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）である。

- 自己採点表の評価項目のうち、「同種工事の施工実績の有無」及び「配置予定技術者の施工経験」の「同種工事」とは、次の事項を全て満たす工事とする。
 - 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された工事
 - 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の法別表第 1（三）項のうち、体育館、水泳場、スポーツ練習場の用途に供するもの
 - 建築物の延べ面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）が、13,000 m²以上の工事

※延べ面積は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号（ただし書きを除く）の規定によることとする。

2. 共通事項 10 低入札価格調査(1)の価格による失格基準について

以下のとおり価格による失格基準を設定し、調査基準価格に満たない全ての入札者について、失格基準を満たす入札であるか確認する。確認の結果、同基準額に満たない全ての入札者については落札者とししない。

項目	算定式	価格による失格基準
直接工事費 (直接工事費－現場管理費相当額※)	本市設計金額の 90%	左記の 合計金額未滿
共通仮設費	本市設計金額の 80%	
現場管理費 (現場管理費＋現場管理費相当額※)	本市設計金額の 80%	
一般管理費等	本市設計金額の 30%	

※現場管理費相当額は、直接工事費の 10%とする。

低入札価格調査対象者が同基準額を満たしている場合に、別途定める低入札価格根拠資料（本市指定様式）の提出を求める。

本落札方式のFAQを電子調達システム【入札・契約制度に関するお知らせ】> ▼総合評価落札方式（特別簡易型）の実施について<R3.9.7>→別表（参考）に掲載している。

(修正後)

(別表 5)

本工事は、価格と価格以外の定量化された評価項目を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）である。

- 自己採点表の評価項目のうち、「同種工事の施工実績の有無」及び「配置予定技術者の施工経験」の「同種工事」とは、次の事項を全て満たす工事とする。
 - 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき新築又は増築された工事
 - 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の法別表第 1（三）項のうち、体育館、水泳場、**スケート場**、スポーツ練習場の用途に供するもの
 - 建築物の延べ面積（増築の場合は増築部分、複数の用途を有する場合は上記用途が専有する部分を対象とし、共有部分は含まない。）が、13,000 m²以上の工事

※延べ面積は、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 4 号（ただし書きを除く）の規定によることとする。

2. 共通事項 10 低入札価格調査(1)の価格による失格基準について

以下のとおり価格による失格基準を設定し、調査基準価格に満たない全ての入札者について、失格基準を満たす入札であるか確認する。確認の結果、同基準額に満たない全ての入札者については落札者とししない。

項目	算定式	価格による失格基準
直接工事費 (直接工事費－現場管理費相当額※)	本市設計金額の 90%	左記の 合計金額未滿
共通仮設費	本市設計金額の 80%	
現場管理費 (現場管理費＋現場管理費相当額※)	本市設計金額の 80%	
一般管理費等	本市設計金額の 30%	

※現場管理費相当額は、直接工事費の 10%とする。

低入札価格調査対象者が同基準額を満たしている場合に、別途定める低入札価格根拠資料（本市指定様式）の提出を求める。

本落札方式のFAQを電子調達システム【入札・契約制度に関するお知らせ】> ▼総合評価落札方式（特別簡易型）の実施について<R3.9.7>→別表（参考）に掲載している。